

◎新潟県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 黒又山大栃山線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市大栃山字浦山1279番3から同市大栃山字マセ沢原874番2まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月7日